

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	倭文庄田 (倭文庄田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 24 日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と露地野菜の複合経営が中心であるが、畜産農家も数人いることから耕畜連携が盛んに行われている。小さい集落で、担い手も少なく、また農地は基盤整備が 60% 程度しかできていないことから、10 年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。基盤整備ができていない農地の一町の面積も小さく農道も狭い為、大型機械による効率化もできず、地域外からの担い手の呼び込みも難しいのが現状となっている。

一方で大規模経営体は畜産農家 1 人で兼業農家の占める割合が高く、規模拡大を考えている農家数は少ない。このため、10 年先を見据えた時、リタイヤする農家が増加する懸念がある。

後継者への円滑な経営継承を進めていくとともに、農作業受託が可能なオペレーターを育成しつつ、移住者を含めた新たな担い手確保が急務であると考えている。

農業者：62 人（うち、50 歳未満 5 人）、他地区から入作 14 人（うち、50 歳未満 1 人）

組 織：地域計画検討委員会（構成員 62 人）、農地・水環境保全隊（構成員 76 人）

集落営農組織（構成員 63 人）

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては水稻とたまねぎがメインで一部、レタス、白菜、キャベツなどを作付けしている。地域の所得向上に向けて、肥料価格が高騰している中、畜産堆肥の有効活用や機械の共同化や畝立同時施肥機などを導入して低コスト化を地域全体で進めていく。

水稻についてはコンバインなどが故障した農家から畜産農家に W C S 用稲の作業委託が進んでおり、現在では水稻関係機械が揃っている農業者においても主食用米の一部を W C S 用稲に置き換える動きが進んでいる。

W C S 用稲は家畜の飼料として生産量が年々増加傾向にあるが、繁殖和牛や酪農家が生産する畜産品の品質向上のために飼料作物においても高品質化を目指していく。

担い手の高齢化は進んでいるものの、地域内には集落営農組織があり、機械の共同利用やオペレーターの作業受託による省力化やそれに伴う低コスト化への取り組みを進めていく。更にたまねぎについても高齢化が進み、機械化による省力化が必要となっているため、集落において作業受委託できる体制を構築させていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域計画を毎年見直しを行う上で、農地を手放す農家が居た場合は、隣接する耕作者に農地中間管理機構を通じて貸付けを行い、集団化を進めていく旨、周知していき、地域のルールとしていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
法改正に伴い、利用権設定の期間満了となった農地から農地中間管理機構へ農地を預けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域内では基盤整備が60%程度しかできておらず、未整備地区については話し合いがまとまった段階で前向きに進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では昔から兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については、地域で守っていくことを基本とするため、兼業農家において円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
WCS用稲については地元の畜産農家のみならず、地域内集落営農組織も機械を所有しておらず、今後地域内で体力をつけて受委託をできるように検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②耕畜連携を地区内で推進し、畜産農家から生産される堆肥を活用して減肥料の取組みを進める。
- ③スマート農業については、現在、取組みはないものの、将来的には必要であるため、地域内の担い手にモデル経営体となってもらい、実証しながら地域に拡大していく。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用しながら、周辺畦畔等を含めた地域内農地の保全に努める。
- ⑨営農組合組織で耕畜連携事業に取り組み良質堆肥の散布により土づくりを進めていく。